

別紙 1

仕様書

- 1 件名 下関市菊川ふれあい会館音響設備設置業務
- 2 業務場所 下関市菊川ふれあい会館（以下「会館」という。）
下関市菊川町大字下岡枝 1 1 7 番地
- 3 履行期間 契約締結日から令和 9 年(2027 年) 3 月 3 1 日まで
- 4 業務概要 下関市菊川ふれあい会館において、既存の音響設備に不具合が生じているため新しい音響設備を設置する。

項目	内容	数量	単位
パワードスピーカー	YAMAHA DZR15	2	台
〃	YAMAHA DXR12MKⅢ	4	台
パワードサブウーファー	YAMAHA DXS15XLF	2	台
移動用キャスター板		2	台
ラチェットベルト		2	本
スピーカースタンド	K&M 21460B	4	本
パワードモニタースピーカー	YAMAHA MS101-4	2	台
業務用CDプレーヤー	TASCAM CD-400U	2	台
ラインケーブル	カナレ/EC01B GRAY	4	本
〃	カナレ/EC10B GRAY	6	本
〃	カナレ/EC30-B-SA	4	本
電源ケーブル		6	本
設置費		1	式
配線調整費		1	式

- 5 業務の実施時間
受注者は、業務の実施を、原則として、委託者の運営勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、担当職員が別に指示する場合についてはこの限りではない。
- 6 業務完了
受注者は、業務完了報告及び音響設備設置作業前、作業後の写真等をまとめた報告書を発注者に提出すること。
- 7 支払いについて
全ての業務完了後に支払う。
- 8 環境に関する配慮事項
別記 1 「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

9 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

10 その他

- (1) 受注者は、業務場所における事故及び災害防止の措置を確実に講ずること。
- (2) 受注者は事故または災害が発生した場合は、直ちに、最善の応急処置を講ずるとともに委託者及び関係官公署に報告すること。
- (3) 受注者は、会館利用者及び会館職員の安全を最優先に会館運営の妨げとならないよう業務を実施すること。
- (4) 業務の実施に当たり、施設、備品その他に対し損害を与えたときは、受注者の負担により賠償するものとする。